

入会金及び会費の額並びにその納入等に関する取扱い  
(平成 28 年 5 月 27 日総会議決／同日施行)

(目 的)

会則第 20 条第 2 項及び第 21 条第 2 項の規定による岡山県行政書士会に納入すべき入会金の額及び会費の額並びに納入等に関する取扱いを定めることを目的とする。

(入会金)

第 1 条 入会金の額は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 個人会員 150,000 円
- (2) 法人会員 150,000 円

(会 費)

第 2 条 会費の額は、次の各号に掲げる会員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 個人会員 月額 6,000 円
- (2) 法人会員 月額 6,000 円

(新たに会員となる者の入会金及び会費の取扱い)

第 3 条 行政書士法(昭和 26 年法律第 4 号)第 6 条の 2 の規定により行政書士の登録を申請する者は、当該登録の申請と同時に入会届を本会に提出すると共に、第 1 条で定める入会金及び前条で定める会費を本会に納入しなければならない。

2 第 4 条の表に規定する各期別の中途に入会届を提出した場合における納入すべき会費は、当該入会届を提出した日の属する月に対応する期別の月数に個人会員の月額会費の額又は法人会員の月額会費の額を乗じた額を納入しなければならない。

3 本会に入会金及び会費を納入した者が、日本行政書士会連合会の行政書士名簿に登録されなかったときは、既納の入会金及び会費を返還する。

4 前項の規定により入会金及び会費の返還を求める者は、行政書士名簿に登録されなかった旨を証する書面及び当該納入した入会金及び会費の領収証の写しを添付した返還請求書を本会に提出しなければならない。

5 第 3 項で規定する返還する入会金及び会費には利子を付さない。

(会費の納入期限等)

第 4 条 会員は、次の表に定める期別に対応する期別会費をこれに対応する納入期限までに納入しなければならない。ただし、当該納入期限が、土曜日、日曜日又は祝日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日を納入期限とする。

期 別	期別会費	納入期限
第 1 期 ( 4、 5、 6 月分)	18,000 円	4 月 30 日
第 2 期 ( 7、 8、 9 月分)	18,000 円	7 月 31 日
第 3 期 (10、11、12 月分)	18,000 円	10 月 31 日
第 4 期 ( 1、 2、 3 月分)	18,000 円	1 月 31 日

(会費の納入並びに会費の割引及び返還に関する取扱い)

第 5 条 会員が、前条の表に規定する期の中途において退会した場合の会費は、月割りとする。この場合において、退会した日の属する月は 1 月として計算し、納入した額との

差額がある場合は、当該差額を返還するものとする。この場合において、第3条第5項の規定を準用する。

- 2 4月1日に在籍する会員は、当該年度の会費の1年分の額を前条の表で規定する第1期の納入期限までに前納することができる。この場合においては、この納入期限については、前条のただし書の規定を適用する。
- 3 前項に規定する前納を行なう者については、納入すべき額の100分の5に相当する額を割引くものとする。この場合においては、会費前納申出を前項の期限までに本会行わなければならない。
- 4 第2項から前項までの規定により会費を前納した会員が、年度の中途において退会したときは、第1項の規定を適用するものとする。

(会費の減免等)

第6条 会員は、災害その他の特別な事由により会費を納入することが困難なときは、本会に会費の延納、減額又は免除の申請を行うことができる。

- 2 本会は、会員から前項の申請があった場合において、必要と認めるときは、第2条に規定する会費の延納、減額又は免除を行なうことができるものとする。
- 3 前項の規定により会費の延納、減額又は免除を行なうときは、理事会の承認を得なければならない。

(滞納会費の徴収)

第7条 本会は、会員が第4条に定める期別に対応する期別会費をこれに対応する納入期限までに納入しないときの当該会費（会則第62条に規定する滞納会費を除く。）の徴収に係る手続については、別に定めるものとする。

(会長への委任事項)

第8条 第1条から前条に規定する事務に関する事項は、理事会の同意を得て会長が別に定めるものとする。

附 則（平成21年5月29日定時総会議決）

この取扱いは、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成25年5月31日定時総会議決）

(施行期日)

- 1 この取扱いの改正は、平成25年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この取扱いの改正前において、第5条第2項の規定により既に会費を前納した会員にあっては、前納した会費の額と改正後の会費の額を前納したものとして計算した会費の額との差額を本会に納入しなければならない。

【入会金10万円⇒15万円、会費5千円⇒6千円に改正】

附 則（平成28年5月27日定時総会議決）

この取扱いの改正は、平成28年5月27日から適用する。

【第7条（滞納会費の徴収）を設け、その他所要の字句の修正】